

共同募金の配分決定を受けた社会福祉施設の皆さまへ



共同募金・配分事業の広報 および募金活動事例

共同募金は、県民皆さまの善意により支えられています。

近年、県内の福祉施設や団体の皆さまからは、多くの受配申請が寄せられ、すべての要望にお応えすることが困難な状況です。

共同募金の具体的な使いみちを、配分を受けられた皆さまから周知していくことによって県民への理解が一層深まり、県内の民間福祉活動の貴重な財源確保にもつながります。

共同募金配分金により事業を実施される各施設の皆さまには、本紙をご参照のうえ、地域をはじめ各方面に共同募金の使途を積極的にご周知ください。

また、毎年、各施設から寄せられる多くの資金要望にお応えできるよう、共同募金会市区町村支会が実施する募金・広報事業にも、ご参加くださいますようお願いいたします。

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

TEL 045 (312) 6339 / FAX 045 (313) 2529

URL <https://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>

E-mail info@akaihane-kanagawa.or.jp

I 配分事業の広報

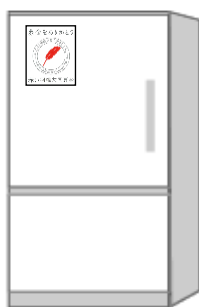
共同募金の配分決定を受けて事業を実施する場合は、次の例示を参考に、使途明示等をお願いします。

1 物件を取得する場合の使途明示

(1) 設備・備品類

取得物件の目立つところに「受配ステッカー」(配分決定通知書に同封)を貼付してください。(例示のデザインと異なるステッカーがお手元に届くことがあります)

【表示例】



【規格】



(縦 3.5 cm × 横 3 cm)

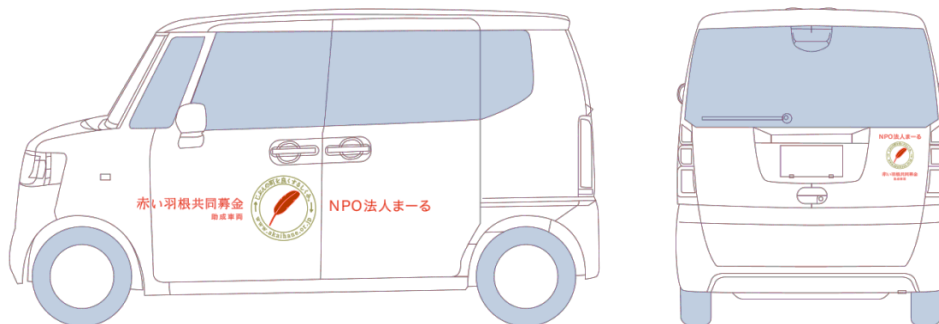
(2) 車両関係

車体に次の表示例のとおりペイントしてください。(特殊加工ステッカー可・マグネット不可)

大きさは特に指定しませんが例示のように、車両の両側面・後部(3 か所)に可能な限り大きく目立つように表示してください。共通マークは指定どおり、法人名・施設名の書体等については問いません。

なお、共同募金受配車両の運転の際は、交通ルール等を遵守し、安全運転を心がけてください。

【表示例】



赤い羽根共同募金
助成車両



NPO 法人まーる

共通マーク

各団体名

2 県民(地域住民)に対する受配の広報

共同募金は、各施設が所在する地域の方々をはじめ、多くの皆さまからお寄せいただいた大切な寄付金です。自治会・町内会を中心とした共同募金にご協力いただいた方がたに、より身近なところから募金の使いみち(成果)を公表してください。

【広報事例】

- ☆ 法人・施設の「機関紙・ホームページ」等に、事業成果を掲載
- ☆ 法人・施設が主催する「地域交流事業」等で、事業成果を公表
- ☆ 地元の自治会・町内会等を対象に共同募金配分金使途報告会を開催して事業成果の公表
- ☆ 「マスコミ」に共同募金配分金による事業成果の公表、など



施設長より調理機器を更新したことによる成果等を自治会役員・民生委員の皆さんに説明

II 募金活動事例～参加のお願い～

共同募金は、都道府県ごとの地域福祉を推進するために、自治会・町内会をはじめ、企業、学校など、さまざまな組織のご理解とご協力のもとに、寄付金募集を行っています。

近年、県内の福祉施設や団体の皆さまからは、募金額を大きく上回る配分申請をいただいています。

皆さまからお寄せいただく多くの資金要望にお応えするため、各法人・施設におかれましては、毎年10月1日から実施する共同募金運動にぜひ積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

【募金活動事例】

- ☆ 共同募金会市区町村支会が実施する街頭募金・職域募金活動へのご参加
- ☆ 法人・施設が主催する地域交流事業等での募金活動の実施
- ☆ 法人・施設内へポスター掲出とともに募金箱の設置
- ☆ 法人・施設内へ「共同募金仕様・自動販売機(清涼飲料水等)」の設置、など



福祉施設や企業を中心に県内約 260 台が稼働する共同募金仕様・自動販売機

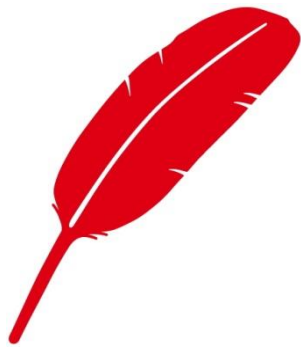
共同募金・受配カット集

施設・団体機関紙等、印刷物に配分事業をご周知いただく際にご活用ください。

なお、本紙掲載画像等は本会ホームページ「配分を受ける」よりダウンロードすることができます。

(URL <https://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>)

赤い羽根共同募金



(注) 同カットの著作権は、中央共同募金会にありますので、共同募金関係以外でのご使用はご遠慮ください。